

特定水産動植物採捕許可事務処理要領

第1 趣旨及び制度の概要

近年の密漁は、その行為の態様が極めて悪質化しており、組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返され、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与えている。

このような現状を踏まえ、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）により漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）が改正され、法第132条第1項において、悪質な密漁の対象となるおそれが大きい特定水産動植物の採捕を原則として禁止することとされた。

また、当該禁止規定の適用が除外される場合として、同条第2項では、年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合（同項第1号）や漁業の許可、漁業権又は組合員行使権に基づいて漁業を営む場合（同項第2号及び第3号）のほか、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合（同項第4号）が規定されている。これを受けて、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第42条第1項において、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可（以下単に「許可」という。）を受けた者が採捕する場合が定められている。

本要領は、規則第42条第1項の許可の審査基準、手続等に関し必要な事項を定めるものである。

第2 許可についての基本的考え方

1 許可に当たっての考え方

今般の法改正により、密漁に対する罰則が大幅に強化されたことを踏まえ、関係機関との協力関係の構築に努め、取締機関等との連携、情報収集の強化、漁業監督吏員の訓練・研修の充実、漁業者とのコミュニケーション等を戦略的かつ効率的に図り、取締りの実効性を確保することがより重要となる。

試験研究又は教育実習のため、特定水産動植物として規則第41条各号で定められた水産動植物の採捕を認める場合、農林水産大臣又は都道府県知事は、規則第42条第1項の規定に基づき許可をすることになる。当該許可は、同条第2項において、都道府県知事が管轄する水面において採捕する場合にあっては都道府県知事、それ以外の場合にあっては農林水産大臣がするものとされている。

許可の申請に対する審査に際しては、許可の申請をした者（以下「申請者」という。）に関する基本情報を確認するとともに、特定水産動植物の採捕の目的、特定水産動植物の種類及び数量、採捕の区域及び期間、使用する漁具等を十分に確認しなければならない。また、許可に当たっては、特定水産動植物の生育及び漁業活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは必要な条件を付ける（同条第5項）など許可ごとに適切な対応をする必要がある。農林水産大臣又は都道府県知事は、当該試験研究又は教育実習のため採捕する者が、試験研究又は教育実習と称して不正に特定水産動植物を採捕することがないよう、その目的や計画について厳正に許可の申請の審査及び指導を行うものとする。

なお、当該許可で認められた範囲を逸脱して特定水産動植物を採捕した場合には、法第132条第1項違反に該当することに留意すること。

2 許可基準

次の(1)から(4)までの全てを満たす場合には、許可をするものとする。

- (1) 試験研究又は教育実習の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。
- (2) 当該特定水産動植物の採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること（採捕期間は合理的であるか、必要最小限の採捕量であるか、法人にあっては、従事者の数が必要最小限であるか等）。
- (3) 申請者が、次の①から④までに掲げる者に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
- (4) 採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。以下同じ。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。

第3 許可手続

1 許可の申請者

許可の申請ができる者は、次の①から⑥までに掲げる者に限るものとする。

- ① 国又は地方公共団体
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学
- ③ 独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ⑤ 国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究又は教育実習を行う法人
- ⑥ 農林水産大臣又は都道府県知事が認める者

2 許可の申請手続

- (1) 許可を受けようとする者には、特定水産動植物採捕許可申請書（参考様式1）（以下単に「申請書」という。）を都道府県知事が管轄する水面において採捕する場合にあっては都道府県知事に、それ以外の場合にあっては農林水産大臣に提出させる。

農林水産大臣に提出させる場合としては、例えば、都道府県知事が管轄する水面とそれ以外の水面を一体的な採捕の区域として試験研究又は教育実習を行う場合や、公海におけるうなぎの稚仔魚の試験研究又は教育実習による採捕する場合

等が該当する。

(2) また、船舶を使用する場合にあっては、船舶ごとに申請書を提出させる。申請書には、次の①から⑧までに掲げる事項を記載するものとする。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 採捕の目的
- ③ 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- ④ 採捕の区域及び期間並びに使用する漁具の種類、規模及び数
- ⑤ 使用する船舶の名称、漁船登録番号（又は船舶番号）及び総トン数
- ⑥ 採捕の責任者
- ⑦ 採捕に従事する者の氏名及び住所
- ⑧ その他農林水産大臣又は都道府県知事が必要と認める事項

(3) 申請書には、次の①から③までに掲げる書類を添付させるものとする。ただし、許可又は不許可の判断に必要なないと認めるときは、書類の添付を省略させることができる。

- ① 試験研究又は教育実習に係る計画書
- ② 申請者が第2の2(3)及び(4)を誓約する書面
- ③ その他許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類（例：試験研究であることを確認するための公的な試験研究機関からの意見書、教育実習であることを確認するための教育機関からの意見書、試験研究又は教育実習の実績がある場合にはその概要及び結果、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し、申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面等）

3 審査及び実態調査

農林水産大臣又は都道府県知事は、申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実態を調査し、その申請が適正かつ妥当なものであるかどうかを判断する。

この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、期限を定め、申請者に対して、補正を求める。

4 許可又は不許可の決定

(1) 農林水産大臣又は都道府県知事は、3の判断により許可又は不許可を決定する。

(2) 許可する場合は、規則第42条第4項の規定に基づきその許可の有効期間を定めることが必要であり、許可の有効期間は、当該許可の性質から、1年以内の適切な期間とする。

また、同条第5項の規定に基づき、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可に条件を付けることができる。当該条件の付与は、採捕することができる特定水産動植物の種類及び数量、採捕の区域及び期間並びに使用する漁具の種類、規模及び数、従事者、使用する船

舶その他農林水産大臣又は都道府県知事が必要と認める事項を許可証に具体的に記載して行うものとする。取締り上の観点から、農林水産大臣又は都道府県知事の判断により、採捕する場合の旗流の掲揚、現場における採捕の責任者の立会、試験研究又は教育実習が終了した場合の許可証の返納等に関する条件を付すことも可能である。

(3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、許可をしたときは、特定水産動植物採捕許可証（参考様式2）を申請者に交付する（同条第6項）。また、採捕に従事する者ごとに特定水産動植物採捕許可証（従事者用）（参考様式3）を交付するなどして採捕に従事する者を明らかにし、取締りの実効性を確保する必要がある。

(4) 不許可とする場合は、特定水産動植物採捕不許可通知書（参考様式4）によりその旨を具体的な理由を付して申請者に通知するものとする。

5 標準的な事務処理期間

農林水産大臣による規則第42条第1項の許可に係る事務の標準的な事務処理期間は、30日とする。

第4 許可後の措置

1 許可証の携帯義務

(1) 採捕に当たっては、許可を受けた者及び採捕に従事する者に許可証を携帯させるとともに、それぞれに腕章又はこれに代わるものの着用を徹底させることとする。

(2) 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したため許可証の再交付の申請をするときは、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書（参考様式5）を提出させるものとする。なお、再交付に係る手続中に許可証がないまま特定水産動植物を採捕することは、規則第42条第8項の許可証の携帯義務違反となり、同条第11項の許可の取消事由に該当するため、その旨を許可を受けた者に周知しておく必要がある。

2 許可に係る採捕の結果の報告

許可を受けた者には、規則第42条第10項の規定に基づき、許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、その許可に係る採捕の結果を農林水産大臣又は都道府県知事に対して、特定水産動植物採捕結果報告書（参考様式6）により報告させるものとする。この場合において、採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を添付させるものとする。

3 許可の取消し

農林水産大臣又は都道府県知事は、許可を受けた者が次の(1)に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すこととし、(2)に掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことができるものとする。

(1) 第2の2の(3)又は(4)のいずれかを満たさなくなった場合

- (2) 漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合において、当該特定水産動植物の生育又は漁業活動への影響を軽減するために必要があると認める場合

4 許可証の記載内容の変更

許可証の記載内容に変更が生じた場合には、原則として、当該許可をした農林水産大臣又は都道府県知事に対して、許可証を返納するとともに、再度許可を受けるよう指導するものとする。

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可申請書

特定水産動植物採捕許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 採捕の目的

--

2. 採捕しようとする特定水産動植物

種 類	数 量

3. 採捕の区域及び期間

区 域	期 間
	年 月 日から 年 月 日まで

4. 使用する漁具

種 類	規 模	数

5. 使用する船舶

船 名	漁船登録番号（又は船舶番号）	総トン数

6. 採捕の責任者

氏 名	住 所

7. 採捕に従事する者の氏名及び住所

氏 名	住 所

8. 備考

--

備考 特定水産動植物採捕許可事務処理要領第3の2 (3)②の「申請者が第2の2 (3)及び(4)を誓約する書面」については、別紙の様式により提出してください。

(別紙)

宣誓書

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 1 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
- 2 また、採捕に従事する者（採捕の責任者を含む。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないことを宣誓します。

参考様式 2

特定採捕許可番号第	号
特 定 水 産 動 植 物 採 捕 許 可 証	
住 所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
1 採捕しようとする特定水産動植物 2 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 条件 (1) 特定水産動植物の種類及び数量 (2) 採捕の区域 (3) 採捕の期間 (4) 使用する漁具の種類、規模及び数 (5) 採捕に従事する者の氏名及び住所 (6) 使用する船舶 ① 船 名 ② 漁船登録番号 ③ 船舶総トン数 ④ 推進機関の種類及び馬力数 (7) . . .	
年 月 日	
農林水産大臣又は都道府県知事 ○○ ○○	

特定採捕許可番号第○号－ 1	
特 定 水 産 動 植 物 採 捕 許 可 証（従事者用）	
住 所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
採捕に従事する者の氏名及び住所	
 1 採捕しようとする特定水産動植物	
 2 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
 3 条件 （1）特定水産動植物の種類及び数量 （2）採捕の区域 （3）採捕の期間 （4）使用する漁具の種類、規模及び数 （5）使用する船舶 ① 船 名 ② 漁船登録番号 ③ 船舶総トン数 ④ 推進機関の種類及び馬力数 （6） . . .	
年 月 日	
農林水産大臣又は都道府県知事 ○○ ○○	

年 月 日

特定水産動植物採捕不許可通知書

〇〇 〇〇 殿

農林水産大臣又は都道府県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました特定水産動植物採捕許可申請については、下記の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

記

1 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量

2 不許可の理由

（教示）農林水産大臣の場合

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

次の特定水産動植物採捕許可証を亡失（又は特定水産動植物採捕許可証が滅失）したので、再交付されたく申請します。

記

1 許可番号

2 再交付の理由

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定水産動植物採捕結果報告書

特定水産動植物採捕許可に係る採捕の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定水産動植物の種類
- 2 採捕の期間
- 3 採捕の方法（及び採捕に従事した者）
- 4 採捕した数量
- 5 その他

※ 採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を適宜添付すること。